

所管事務調査報告書

～放課後児童健全育成事業について～

市民福祉委員会

令和5年2月

目 次

1. はじめに	1
2. 調査の実施内容	2
3. 市民福祉委員会行政視察等の実施内容	
・木之子地区放課後児童クラブとの意見交換	4
・市民福祉委員会行政視察	5
・放課後児童クラブアンケート結果	10
4. あとがき	12
 (資料) 放課後児童クラブ状況調べ (H29～R3)	13

1. はじめに

放課後児童健全育成事業は、児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図ることを目的としています。放課後児童対策は、福祉分野では、児童厚生施設の設置・運営による健全育成にはじまり、放課後児童クラブについては、昭和51（1976）年度から、留守家庭児童対策や健全育成対策として、国庫補助が開始され、その後、平成10（1998）年施行の児童福祉法改正によって放課後児童健全育成事業として法定化されました。

社会情勢では、国における雇用機会均等法の施行以来、男女共同参画社会、そして一億総活躍社会の実現に向けての取組により、全国的に共働き家庭が増加傾向にあります。さらに、少子高齢化社会において、移住・定住を動機づける重要な要因として子育て支援策があげられ、各自治体においても充実したサービスを提供しようと、環境整備や改善を行っています。

一方では、2021年の高年齢者雇用安定法改正により「70歳雇用時代」の実現に向けて社会全体で動きが進んでおり、近所に祖父母が住んでいても日々の子育てにおいての助けを得ることが難しくなると予想されます。このような背景から、放課後児童クラブは、従前と比べ子育て支援施設としての役割や重要度はより大きくなっていると言えます。

しかしながら、市内各クラブの事業運営に目を向けてみると、市内17クラブのうち12クラブが保護者主体で運営をされており、利用児童の保護者という立場でありながら、支援員との労使関係やそれに伴う事務、また大きな運営予算を抱えての事業運営など、容易ではない負担がかかっていると考えます。

そこで、井原市議会市民福祉委員会では、保護者主体の運営委員会における保護者の負担軽減をテーマとし、調査をすることといたしました。

2. 調査の実施内容

○令和3年 6月23日

- ・「放課後児童健全育成事業について」を調査候補とすることに決定
- ・各委員が独自に調査を行い、次回委員会で発表することに決定

○令和3年 7月19日

- ・委員から提案のあった「放課後児童健全育成事業について」を含む複数のテーマを適時所管事務として調査することに決定

○令和3年12月 6日

- ・「放課後児童健全育成事業について」を12月定例会における所管事務調査事項に決定

○令和3年12月15日

所管事務調査「放課後児童健全育成事業について」

- ・執行部の出席を求め、放課後児童クラブの運営状況や業務委託の状況について調査を実施
- ・今後の進め方について協議し継続調査することに決定

○令和3年12月21日

- ・木之子地区の放課後児童クラブとの意見交換会実施について協議

○令和3年 1月19日

- ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、木之子地区の放課後児童クラブとの意見交換会および行政視察の延期を決定

○令和4年 4月16日

- ・木之子地区の放課後児童クラブとの意見交換会を実施（ウェブ開催）

○令和4年 5月19日

- ・木之子地区の放課後児童クラブとの意見交換会の結果を報告
- ・今後の進め方について協議
- ・今年度の委員会行政視察について、「放課後児童健全育成事業について」をテーマに実施することに決定

○令和4年 6月13日

- ・「放課後児童健全育成事業について」を6月定例会における所管事務調査事項に決定

○令和４年　６月２２日

所管事務調査「放課後児童健全育成事業について」

- ・ 執行部の出席を求め、放課後児童クラブの利用者数や委託料の推移などの状況について調査を実施
- ・ 今後の進め方について協議

○令和４年　７月１１日

- ・ 行政視察に関する質問事項等について協議

○令和４年　８月１８日

- ・ 実施した行政視察について委員間討議を行い、今後の進め方について協議

○令和４年　９月１３日

- ・ 「放課後児童健全育成事業について」利用児童の保護者運営における負担軽減をテーマに、市内放課後児童クラブにアンケート調査を実施することに決定

○令和４年１０月　３日

- ・ アンケート項目・内容について協議

○令和４年１２月１４日

- ・ アンケート調査の結果について確認・協議
- ・ 今後の進め方について協議

○令和５年　１月１６日

- ・ 委員会調査報告書作成について協議

○令和５年　２月　３日

- ・ 委員会調査報告書作成について協議

3. 市民福祉委員会行政視察等の実施内容

【木之子地区放課後児童クラブ（きのこ元気クラブ）との意見交換】

日 時：令和4年4月16日（土）18：30から19：45

場 所：ZOOMを利用して開催

参加者：8名（保護者のみ）

利用者（保護者）の課題

- ・保護者が働く時間を確保するために利用しているのに、その保護者が事業所運営をしているため新たに仕事を抱えてしまっている。
- ・役員が大変なためその役員を引き受けるのが嫌でやめてしまっている。
- ・学校では守られている個人情報保護が保護者運営をしているため、結果としてさらされている状態である。（例：障がい児とその家族の情報など、知られたくない情報までも保護者が知ってしまっている）
- ・井原市の重要施設の会長として判断を迫られるが、1年ごとの会長であり経験も継続性もなく判断に困る。（例：コロナ禍で開所するかどうかの判断の際に感じた）
- ・障がい児の対応に困っている（専門的知識を持った方を市が派遣してほしい）
- ・支援員の賃金を考えるときに単年の会長だと判断が難しい。
- ・施設の更新について子育て支援課に問い合わせているがはっきりした回答がない。どこに相談すればよいのかわからない。（耐震についても不安）
- ・たくさんの課題について考えると市が運営してくれればいいと思う。

【行政視察】

令和4年8月2日～3日

「放課後児童健全育成事業について」をテーマに下記行政視察を実施

愛媛県大洲市

愛媛県西予市

大洲市の放課後児童健全育成事業

都 道 府 県	愛媛県
面 積	432.22km ²
総 人 口	40,797人
近 隣 自 治 体	八幡浜市、西予市、伊予市、喜多郡内子町、松山市 山口県:周防大島町、柳井市
市 の 花 木	ツツジ
市 長	二宮 隆久（にのみや たかひさ）
所 在 地	愛媛県大洲市大洲690-1

- 所管部署：大洲市教育委員会 生涯学習課 青少年育成係
- 担当職員：係長1名、会計年度任用職員1名
- クラブ数：小学校全12校区で14クラブを運営

令和4年6月1日現在

- 大洲市内の全児童数：1,969人
- クラブ定員の合計：459人
- クラブ利用児童数：362人
- 待機児童数：7人
- 支援員数：常勤支援員39名、非常勤支援員45名

●開設時間

通常時 14:00～18:00

夏休み等長期休業中など 8:00～18:00

●休業日

- ・土曜日、日曜日及び祝祭日
(ただし、春夏冬休み等の学校休業期間の土曜日は開所する)
- ・お盆期間（8月13日～8月15日）
- ・年始年末期間（12月29日～1月3日）

●保護者負担金

8月以外 5, 000円

8月 10, 000円（長期休業中で1日保育のため）

●申込状況等

1年生が利用者全体の38.6%

2年生が利用者全体の32.0%

3年生が利用者全体の19.1%

4年生が利用者全体の7.1%

5年生が利用者全体の2.1%

6年生が利用者全体の1.1%

市内14クラブ（うち1クラブ休所中）

平成30年度 359人

平成31年度 365人

令和2年度 373人

令和3年度 372人

令和4年度 37人

年々、低学年の利用申し込みが多くなっており、令和4年度の申し込みは、1年生が利用者全体の38.6%、2年生が32.0%となっている。

○目的

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童（1年生から6年生）に対し、放課後や週末、長期休業等に小学校の余裕教室等を利用して、支援員の援助のもと安全な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図る。

○実施状況

児童が放課後児童支援員の助けを借りながら、基本的な生活習慣や異年齢児童等とのかかわり等を通じた社会性の習得、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる「遊びの場」「生活の場」を提供し、子供の主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図るよう保育に取り組んでいる。

【関係機関との連携】

- ・ 小学校：連絡体制、情報共有の徹底、グラウンド開放、体育館開放、夏季のプール開放等の協力（特にコロナ感染者等の情報共有）
- ・ 児童館：児童館の利用、児童館からの職員派遣
- ・ 社会教育施設：国立大洲青少年交流の家の利用（夏季の施設利用）
- ・ 地域のボランティア：読み聞かせグループによる読み聞かせ等
- ・ 福祉担当課との連携：情報共有の徹底（特にコロナ感染者等の情報共有）

【支援員の研修体制】

- ・放課後児童支援員認定資格研修（愛媛県主催）
- ・放課後児童支援員等資質向上研修会（愛媛県主催）
- ・救命法研修会（大洲市主催）
- ・防犯訓練（大洲市主催）
- ・防災訓練（クラブ単位）
- ・避難訓練（クラブ単位）
- ・引き渡し訓練（クラブ単位）

【支援員への指導体制】

- ・定例主任会（毎月実施）
- ・電話、FAX、メール等により通知文書、留意事項等送付（随時）
- ・支援員へのクレームなどに対する個別指導の実施

【障がい児入所について】

内規を作成し入会判定を行い、子育て支援の観点から全市統一的に受け入れ態勢をとっている。状況に応じて支援員の増員や関係機関との連携をとり対応している。

【大洲市アフタースクールおおずの現地視察】

- ・廃園になった旧大洲幼稚園を改修し、大洲市の家庭教育支援チーム「大洲子育てサポート“そよ風”」〈令和4年1月28日移転開設〉と「大洲児童クラブ」〈令和3年12月24日移転開設〉を開設。
- 「大洲子育てサポート“そよ風”」
- ・子育てや子どもに関する悩み、心配ごと等について相談や支援を実施
- ・家庭教育力の育成、子育て不安やしつけに関する悩み、親子のコミュニケーション不足等の解消を図り、保護者に家庭教育力をつけることを目指す。



西予市の放課後児童健全育成事業

都 道 府 県	愛媛県
面 積	5 1 4 . 3 4 km ²
総 人 口	3 5 , 5 1 5 人
近 隣 自 治 体	大洲市、八幡浜市、西宇和郡伊方町、宇和島市、上浮穴郡久万高原町、喜多郡内子町、北宇和郡鬼北町 高知県高岡郡檮原町
市 の 木	ブナ
市 の 花	レンゲソウ
市 長	管家 一夫（かんけ かずお）
所 在 地	愛媛県西予市宇和町卯之町三丁目 4 3 4 - 1

【子ども・子育て支援事業計画】

「子ども・子育て支援法」の第61条及び「子ども・若者育成支援推進法」に基づく法定計画として作成したものであり、西予市における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業、子ども育成支援事業の充実のほか、母子保健事業、ひとり親への支援施策の展開など、子どもを取り巻く各種支援の包括的な整備に向けた計画。

【放課後児童健全育成事業】

運営：事業所に委託しており、市内9か所

傾向：近年待機児童が発生している児童クラブもあるため、受け入れ人員の拡大や新クラブの設立等を検討している。

指導検査：西予市放課後児童健全育成事業指導検査実施要項を令和3年に整備し、今後実施していく。

災害対応：西予市内保育所等の災害時における臨時休園等のガイドラインを作成し臨時休園基準を共有している。

●申込状況等

市内9クラブ（平成31年度まで8クラブ）

平成30年度 305人

平成31年度 311人

令和2年度 303人

令和3年度 302人

令和4年度 309人

【中川地区学童保育施設「ななほし中川」の現地視察】

・利用児童数の増加に伴う受入スペースの確保を目的に、中川小学校の学校敷地内にななほし中川専用施設を整備。

・令和4年3月14日開所



【放課後児童クラブアンケート結果】

保護者主体の運営委員会の現状を把握するための調査書【結果】

- 1 問. 運営委員会の主体は保護者である
- | | | | |
|--------------------------|-----|----|---|
| ☐ | はい | 12 | 件 |
| ☐ | いいえ | 5 | 件 |
- ※以下は1の問で「はい」と答えた方に伺います
- 2 問. 働いている保護者が運営を担うのは困難である
- | | | | |
|--------------------------|-----|----|---|
| ☐ | はい | 10 | 件 |
| ☐ | いいえ | 2 | 件 |
- 3 問. 役員のなり手がいない
- | | | | | |
|--------------------------|-----|---|---|--------|
| ☐ | はい | 7 | 件 | ※未回答1件 |
| ☐ | いいえ | 4 | 件 | |
- ＜記入内容＞・数年後にはなり手がなくなるかもしれません。
- 4 問. 利用者の個人情報を扱うことを負担に感じる
- | | | | |
|--------------------------|-----|---|---|
| ☐ | はい | 8 | 件 |
| ☐ | いいえ | 4 | 件 |
- 5 問. 利用児童の受け入れについて保護者が決定することに違和感を感じる
- | | | | |
|--------------------------|-----|---|---|
| ☐ | はい | 7 | 件 |
| ☐ | いいえ | 5 | 件 |
- ＜記入内容＞・希望者全員を受け入れている。
- 6 問. 労使の問題を取り扱うことに負担を感じる
- | | | | |
|--------------------------|-----|---|---|
| ☐ | はい | 8 | 件 |
| ☐ | いいえ | 4 | 件 |
- 7 問. 保護者が運営に携わるやり方を変えてほしい
- | | | | | |
|--------------------------|-----|---|---|--------|
| ☐ | はい | 8 | 件 | ※未回答1件 |
| ☐ | いいえ | 3 | 件 | |

8 問. そのほか保護者主体の運営に関して、お気づきの点があればご記入ください

(記入内容)

- ・運営委員会方式は継続すべきであるが、子育て支援課の役割、関わりの見直し・改善はすべき。
- ・子育て支援課は、委託金や補助金の支給や提出書類の準備、提出物の確認（記入モレ、縦横計算など）だけでなく、各クラブの運営状況の監査など、もっと踏み込んだ管理をすべき。
- ・支援員の確保を保護者がするのは間違いでは？本来は子育て支援課で確保すべきだと思う。
- ・本来、働く保護者のためにある学童なのに、保護者が運営することで負担が増え、休日も休日ではない。
- ・給与計算など市でやるべき。(一括してする)
- ・保護者に丸投げする割には、相談にいつでもフンフンと聞くのみで何の解決にもなっていない。
- ・書面の提出期限が短い、そもそも送られてくるのが毎回ギリギリで、仕事があるので困る。
- ・会計面は市役所でまとめてしてほしい。
- ・会計係は時間の融通が利く者でなければならない。
- ・働いている立場では、会計係になるととても大変。
- ・会計、書類提出などを現在は委託しているため負担は減ったが、素人がするのは荷が重いとすることはあります。
- ・毎年変わる役員が運営費（高額）を管理することも負担が重い。

4. あとがき

市民福祉委員会では、子育て支援及び児童の健全育成において重要な役割を担っている放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）について、時代の移り変わりとともに変化してきた役割の重要性を再確認したうえで、現状の課題を把握するために調査・研究を行ってきました。

特に保護者が主体となって運営を行っているクラブにおける課題の仮説を立て、実際にクラブへの聞き取りを行いました。その中で見えてきたことは、保護者自身の働くための時間確保の課題はもとより、支援員との労使関係に関する課題、コロナ禍において地域の子育て支援施設として運営方針の決定をゆだねられるなど特定の個人への責任の負担、地区内の小学校では互いに保護者の関係であるにもかかわらず個人情報などの取扱いをしなければならないという課題、そして、毎年大きな予算を伴う事業を運営するために必要とされる経営の専門性に関する課題を含めて多岐にわたっていることを確認しました。

また、先進自治体への行政視察では、本市で見られるような保護者運営における課題については総じて確認できず、市内施設の保育の質の向上やクラブ間での公平性の確保への取組に重きを置いている実情を目の当たりにし、本市との課題の大きな違いを認識したところです。

その後、保護者主体の運営委員会の現状を把握するためのアンケートを実施し、市内クラブ全体の状況を改めて確認しました。それらの調査をもとに協議を行い、本市の放課後児童健全育成事業において、保護者主体の運営については抜本的な改善が必要であるという結論に至りましたので、ここに内容をまとめ報告いたします。

令和5年2月

井原市議会市民福祉委員会

委員長	多賀信祥
副委員長	上野安是
委員	佐藤豊
委員	三宅文雄
委員	荒木謙二
委員	原田敬久